

林業の成長産業化の実現に向けた森林組合へ

(滋賀県森林組合指導方針)

平成16年 3月制定
平成24年 3月改正
平成30年 3月改正
令和 7年 3月改正

滋 賀 県

目 次

第1章 改正の背景

- 1 これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林・林業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林整備の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 木材需要の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 素材の生産状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本県における森林組合の状況と今後の目指すべき姿

- 1 森林組合の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 今後の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 森林組合の不適正事案の発生防止に向けて・・・・・・・・ 4
- 4 森林組合と滋賀県の関係強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 林業の成長産業化に向けた森林組合（具体的な取組と指導・助言の方向）

第1節 組合員に対する取組

- 1 明確な目標設定（中長期計画の策定）・・・・・・・・・・ 4
- 2 森林組合の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 森林の位置・境界調査および情報管理の推進・・・・・・・・ 5
- 4 提案型森林施業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2節 林業の成長産業化への対応

- 1 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - （1）主伐・再造林を進める人材の育成・・・・・・・・・・ 5
 - （2）施業集約化を進める人材の育成・・・・・・・・・・ 5
 - （3）路網整備、素材生産を担う人材の確保・・・・・・・・ 6
 - （4）多様な事業展開を支える人材の育成等・・・・・・・・ 6
- 2 高性能林業機械等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 素材の生産および供給体制の強化ならびに規模拡大・・・・・ 7

第3節 自律的経営に向けて

- 1 組合員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 財務基盤の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 森林組合の監事監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 滋賀県森林組合連合会の役割

- 1 森林組合への指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 施業集約化・素材生産・木材販売への支援に向けた取組・・・・・ 8
- 3 連合会の経営強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 連合会が森林組合に対して行う監査・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 改正の背景

1 これまでの経過

平成14年	林野庁から「森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について」（平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知、以下「国指導方針」という。）が発出された。
平成15年	滋賀県森林組合連合会（以下「連合会」という。）が、連合会を含む森林組合の組織改革や事業改革に自ら取り組むため、「滋賀県森林組合改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を取りまとめた。
平成16年	改革プランの取組を支援するため、県は「滋賀県森林組合指導方針」を3月に策定した。 改革プランにおいて示された「1県1組合」に向けて森林組合の合併が進められるなか、地域における森林整備の中核的担い手と言うべき規模の森林組合が誕生した。本県ではこの組合を中核組合として認定し、その健全な発展に向けた指導を行った。
平成24年	木材自給率50%以上を達成するため、国は「森林・再生プラン」を策定し、これを受け、県は「滋賀県森林組合指導方針」を改正した。 平成25年には本県の森林組合は8組合となり、うち6組合が中核組合に認定され、また、森林組合の経営の中心が、治山事業の森林整備から集約化施業（注）による県産材の生産販売に移行するなど、指導方針は一定の役割を果たしてきた。 （注）施業集約化とは、隣接する複数の森林所有者の森林を取りまとめて、路網整備から間伐等の森林施業を一体的に実施する取組をいう。
平成29年	森林資源の循環利用や「林業の成長産業化」が重要課題にあげられる中、林野庁は「国指導方針」を3月に改正した。
平成30年	林業の成長産業化および1県1組合の推進に向け、平成29年に「国指導方針」が改正されたことを受け、県は「滋賀県森林組合指導方針」を改正した。 その後、平成30年3月に「国指導方針」は廃止され、より包括的・体系的な内容である「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」が策定された。
令和6年	令和6年6月1日、県下8組合のうち6組合が合併。また、令和3年に「監督指針」が改正され、中核組合制度が廃止されたことから、「滋賀県森林組合指導方針」を改正する。

2 森林・林業の現状

本県の人工林が、約6割が10齢級以上となるなど本格的な利用期を迎え、これらの資源を循環利用（植える→育てる→伐る→使う）する必要がある、県産材の利用の拡大が求められている。また、県内の人口が減少局面に入ったなか、森林資源を循環利用することで地方創生を図り、山村における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること、すなわち「林業の成長産業化」を実現することが重要となっている。

本県の人工林の約9割は民有林で、その半分近くは個人所有林であり、5ha以下の小規模森林

所有者が全体の約8割を占め、このような小規模の森林から効率的に県産材を生産販売するのは容易ではない。このことから、「林業の成長産業化」を実現するためには、集約化施業（注）により効率的に素材の生産販売を行うとともに、計画的に素材の生産販売量を増加させる必要がある。

集約化施業に必要な森林所有者の情報や森林の境界を明確化することが困難な状況となっているにもかかわらず、依然として森林所有者の権利意識は高く、森林所有者や森林境界の確定は慎重に行う必要があり、多大な時間と労力を要する。

一方、国内外の木材需要の動向を見ると、建築用材として用いられる米松および構造用合板に用いられる南洋材の輸入はともに減少しており、外材から国産材への転換が加速していることから、「林業の成長産業化」を実現させる外的要因は整いつつある。

さらに、獣害対策などの新たな課題への対応も急務である。特に、ニホンジカの増加による、造林木の食害や皮はぎ被害が深刻化するとともに、森林内の下層植生が失われ、表土の流出が始まっている森林も見られる状況となっている。

（注）施業集約化とは、隣接する複数の森林所有者の森林を取りまとめて、路網整備から間伐等の森林施業を一体的に実施する取組をいう。

3 森林整備の担い手

全国的な林業労働者数は、昭和45年国勢調査では約21万人であったが、令和2年国勢調査では4万4千人と大きく減少している。本県においても、昭和45年国勢調査では1,130人であったが、令和2年国勢調査では230人と、全国と同様に大きく減少している。特に、35歳未満の若年者率が17%（全産業では24.6%）と低く、若い世代が就労しやすい雇用環境の整備や人材育成制度の充実が求められている。

なお、林業労働者は山村地域に居住する場合が多く、林業労働者の確保は、山村の活性化や雇用拡大のためにも重要である。

4 木材需要の動向

全国の木材需要の動向は、木造の新設住宅着工戸数の減少等から製材用材（A材）および合板用材（B材）の需要は漸減傾向、パルプ・チップ用材（C材）の需要は横ばいとなっている。燃料材は木質バイオマス発電施設等での利用により増加傾向である。

本県の木材需給動向は、滋賀県森林組合連合会木材流通センターを中心とする集約販売に取り組んできたことから、県外大型工場における合板・集成材用材（B材）の需要が確保されている。また、県内の製材工場は、小規模零細であるが令和5年時点63工場あり、そのうち国産材のみを製材しているのは50工場（79%）となっている。国産材製品に一定の需要があることから、製材用材（A材）を安定的に県内原木市場や県内製材工場に流通させることが必要となっている。

5 素材の生産状況

本県の令和5年度の素材生産量は約10万1千 m^3 であり、近年増加傾向にある。また、本県の森林組合系統の素材生産量は、平成20年度の約1万 m^3 から増加し、令和5年度には約6万7千 m^3 にまで達した（本県独自調査）。

琵琶湖森林づくり基本計画では、令和12年度の目標として県産材の素材生産量16.5万 m^3 が示されていることから、森林組合は素材生産における効率化を図り、さらに素材生産量を増加させる必要がある。

第2章 本県における森林組合の状況と今後の目指すべき姿

1 県内の森林組合の現状

平成16年度に17あった森林組合は、合併等によって平成25年度に8組合となり、令和6年度に6組合が合併したことにより現在県下3組合となった。

令和5年度末の森林組合の組合員数は、21,524人、組合員所有森林面積から見た加入率は74.9%で、全国平均の66%を上回っている。また、組合員所有森林面積に占める地区外居住者の所有森林面積の割合は8.3%であり、全国平均の15%を下回っている。

1組合当たりの粗利益率は31.3%であり、全国平均の24.9%を上回っている。また、森林組合経営の基幹事業である森林整備部門の取扱高は令和4年度15億円であり、平成24年度24億円から減少傾向である。森林整備事業の粗利率は30%と全国平均並みである。

森林組合の経営の中心は、治山事業等の森林整備から集約化施業による県産材の生産販売に移行しつつあるが、集約化が計画的に行われていないことや、森林所有者の特定や境界の明確化に多くの時間と費用を要するため、事業量の確保が難しく収益性が低いことが課題である。

また、平成19年頃から集約化施業に取り組み、森林所有者へ利益還元を図るとともに、森林組合の経営の柱となる事業へと育ってきた。一方で、森林所有者の特定や境界の明確化ができ、かつ斜面が緩やかで間伐材生産が可能な森林が減少し行き詰まりを見せる中、森林所有者の特定や境界の明確化を進め施業集約化を推進するとともに、主伐・再造林等新たな事業展開を図る必要がある。

2 今後の目指すべき姿

長年にわたり森林組合は、公共事業や補助事業の実施により、経営の安定を図ってきたことから、本来、自律した経営を行うために必要な管理会計等の経営技法を活用した経営が行われてこなかった。

このため、森林組合の経営者の多くは経営に関する知識が乏しく、公共事業が減少し森林組合の経営環境が厳しさを増す状況においては、森林組合を安定的に経営するのは困難な状況となっている。

事業部門や現場単位での収支管理を厳格に行い、月次決算や進捗管理表の作成等、全ての職員が随時、経営状況を確認できる体制を整備し、経営意識を高める必要がある。

また、①主伐・再造林の推進②ICT機器導入等によるスマート林業の推進③木材流通センターへの出材体制の強化を中心として、効率的な施業の推進と事業量の増加を図る。

特に、経営の中心となる県産材の生産販売については、大口需要先が求める品質の材を納期までに安定供給するとともに、継続的な取引により取引先との信頼を獲得することが重要である。そこで、滋賀県森林組合連合会木材流通センターを通じた集約販売により、供給量、品質および納期等さらなる厳しい条件を満たし、全国流通における需要量・需要先の増大、販売価格の引き上げに取り組んでいくことが可能となる。また、森林組合系統が生産する木材を一括して取り扱うことで、迅速な生産情報の把握や適切な在庫管理を行い、輸送コストの軽減や安定した輸送網の確立に繋げることができる。

このため、合併に参加しなかった組合も含め、全組合がA材・B材・C材全量を原則として木材流通センターを通じて販売することで、森林組合系統の木材安定供給体制の強化を図り、販路の確保や拡大に取り組んでいく必要がある。また、将来的には1県1組合の体制となることを今後も目指していく。

森林組合が今後目指すべき姿は、次の3点に集約される。

①組合員に対する取組

森林組合が明確な目標を示し、組合活動の活性化を図り、森林の位置・境界の調査を行い、施業の集約化を推進する。

②林業の成長産業化への対応

施業の集約化に必要な人材育成や高性能林業機械の活用、素材生産供給体制の強化および規模拡大などを推進する。

③自律的経営に向けて

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を実現するため、造林・生産・販売等に係る先進的技術の導入を推進するとともに、低コスト施業による素材生産、効率的で安定した供給など、市場経済のもとでの自律的経営を推進する。

3 森林組合の不適正事案の発生防止に向けて

森林組合系統においては、全国的に不適切な事業実施（横領、補助金の不正受給等）が発生していることから、透明性の高い会計処理や適正な事業運営を確保し、不適正な事案の発生防止を徹底する必要がある。

このため、森林組合の不適正事案を防止するためには、県の常例検査、連合会の指導監査、森林組合の監事監査はもとより、森林組合自身による内部けん制の確立、管理職員の管理能力を向上させることが重要である。

さらには、森林組合組織の経営管理（ガバナンス）や法令順守（コンプライアンス）態勢の充実に取り組む必要がある。

4 森林組合と滋賀県の関係強化

地域における森林整備の中核的担い手である森林組合との協働を念頭に、森林組合が自らの判断によって、経済活動として林業を進められるよう、森林組合および連合会の現状や意見を正しく踏まえ、市町と連携し、林業普及指導員をはじめとする県職員は総合的な助言・技術指導・普及活動などを行うこととする。

第3章 林業の成長産業化に向けた森林組合へ（具体的な取組と指導・助言の方向）

森林組合が課題を克服し、健全な発展を促せるよう、林業普及指導員をはじめとする県職員が総合的に必要な指導・助言を行う。

現状を十分認識させ、林業の成長産業化に向けた体制整備を進め、森林組合が自律的経営を進められるよう、次の事項について重点的に取り組む。

第1節 組合員に対する取組

1 明確な目標設定（中長期計画の策定）

人工林を中心に本格的な利用期を迎えたが、長期的視点から伐採後の植林、保育に取り組み、森林資源の循環利用を促進し次代に豊かな緑を引き継いでいくこと、すなわち本県が進める琵琶湖と人びとの暮らしを支える森林づくりを念頭に事業展開をすることが重要である。この息の長い活動を進めるためには、森林所有者の信頼と協力が不可欠であり、森林資源の循環利用に向けた取組など、森林組合が健全に発展していくためには、組合員、役職員が一体となった取組が必要である。

このため、組合員、役職員の十分な議論のもと、明確な目標を定め、森林組合が中長期計画を策定して、着実な歩みを重ねるよう指導・助言する。その際、人材育成の観点から雇用条件の改善、職場環境の整備などへの取組も進める。

2 森林組合活動の活性化

総（代）会での説明、広報紙の発行や情報交換会の開催、ホームページの開設や施業地見学会の実施など、様々なチャンネルを通じて従前以上に森林組合と組合員とのコミュニケーションを図り、森林組合の経営・事業展開、組合員のニーズ等の相互理解を深め、森林組合活動の活性化を進めるよう指導・助言する。

3 森林の位置・境界調査および情報管理の推進

滋賀県の地籍調査の進捗率は、令和5年度末で13%となっており、全国平均の53%と比較すると非常に低く、全国で下から4番目である。さらに、滋賀県の林地の地籍調査はさらに進んでいない。

一方、組合員は、自身で森林の手入れをすることがほとんど無くなり、森林の様子を見に行くことも少なくなったことから、自身が所有する森林の位置や境界が分からなくなっている。

こうしたことから、森林組合は、森林整備の実施に関わらず、組合員の委託を受け、境界杭の設置や保全を行い、GPS等を用い位置・境界の調査およびこれらの情報の管理を行うよう指導・助言する。

4 提案型森林施業の推進

森林組合が積極的に地区内の森林経営計画策定を働き掛けるよう指導・助言する。

具体的な施業集約化の推進にあたっては、森林施業プランナーを中心に、森林組合が取り組むことが必要であるが、合意形成には多くの時間と手間を要する。このことから、事業展開などを踏まえ、地元市町および地域の林業に精通している林業研究グループや林業推進員等との協力関係のもと、森林組合が計画的な説明会開催などを進めるよう指導・助言するとともに、県としても積極的に協力していく。

第2節 林業の成長産業化への対応

1 人材育成の推進

（1）主伐・再造林を進める人材の育成

本県では、今まで搬出間伐を重点的に推進してきており、技術の普及が一定進み、事業も一定の成果が見られる。しかし、今後は高齢級が進む人工林についての主伐・再造林を推進し、新たな世代の森づくりを進めていく必要がある。しかし、主伐・再造林に対する考え方や技術は従来の搬出間伐のそれとは異なるため不十分で、安全かつ効率的に行うノウハウをゼロから構築していくことが喫緊の課題である。主伐・再造林に向けた効率的な手法の確立に向け、対応できる人材の確保・育成が必要である。

（2）施業集約化を進める人材の育成

施業集約化の第一歩は組合員の合意形成であり、提案型施業を担える森林施業プランナーの存在が不可欠であり、森林資源の状況、地形的な特性、木材価格の動向などを踏まえ、木材生産・販売の計画、コスト計算の能力、さらには将来の森林施業まで見据えたプランニング能力など、森林施業プランナーには多くの知識・経験が求められる。

特に、森林施業プランナーは、施業集約化事業実施後、森林所有者への返金額、森林組合の利益、作業効率等について分析を行い、改善内容を検討し、次の現場で実践することによりノウハウを蓄積し、優れた方法を習得することが重要である。

また、森林経営計画に基づき、効率的で低コストに伐採・搬出を行うためには、作業効率を勘

案し、低コストで長期間の使用に耐えられる路網設計者が不可欠であり、森林資源の状況、地形的な特性、地質への対応、自然災害への対処、コスト計算の能力など、路網設計者には多くの知識・経験が求められる。

その他、木材の選別・仕分けを適切に行う能力を有する「森林評価測定士」や木材流通に係る情報を把握できる木材流通コーディネーターも必要である。

さらには、高度な知識と技能を有する認定施業プランナーの育成、集約化施業の優れた実践体制を有する「実践体制評価」の認定等に積極的に取り組むことが重要である。

これらの人材育成は、国、県や森林組合系統などが実施する研修などを活用して、森林組合が計画的に進めるよう指導・助言する。

（３）路網整備、素材生産を担う人材の確保

森林施業には、路網整備、伐木、造材、集材、運搬など多くの作業があり、作業道を施工する路網作設オペレーター、伐木、造材等に取り組む高性能林業機械オペレーターなど、多くの人々が関わる事となるものの、素材生産の中心を担う作業員は人数も少なく、高齢化が進んでいることから、新たな人材の確保が急務である。

特に、素材生産の効率を上げるためには、高性能林業機械が必要であるが、高性能林業機械オペレーターを効果的に育成するためには、作業員を直接雇用し、高性能林業機械を常時使用させ訓練する必要がある。

しかし、森林組合が単体で素材生産に係る多くの人材を直接雇用した場合、人件費の増大、事業量の確保、職員管理体制の整備など、森林組合の経営への影響が懸念される。

このため、組合から請負事業者へ技術指導ができる直営作業班を育成する等、森林組合の経営状況、長期的視野に立った事業展開を踏まえ、効率よく素材生産を行うための路網整備、素材生産を担う人材の確保を進めるよう指導・助言する。

（４）多様な事業展開を支える人材の育成等

森林組合は地域における森林づくりの中核的担い手であり、施業の集約化のみならず、木材の販売、植林や保育等の森林整備をはじめ様々な事業に取り組んでいる。

森林組合が安定した経営の確保のもと、その本来の役割を果たすためには、植林や保育などの森林整備事業、苗木や機材などを安定供給する購買事業、組合員の活動を支える利用事業など各種事業を実施する事業部門の充実も必要である。

このため、長期的視点のもと、森林組合は多様な活動を支える人材育成、技術の承継に取り組むよう指導・助言する。

２ 高性能林業機械等の活用

高性能林業機械等の活用によって、素材生産の作業効率の向上、労働負荷の改善、施業経費の節減なども可能であるが、一方で高額な機械であるうえに、厳しい作業環境下で使用するため、その損耗は著しく、多額のメンテナンス経費も考慮しなければならない。

また、土場での木材の仕分けや搬出などに使用する機械など多くの機材、それを運用する人材の確保にも取り組まねばならない。

機械等の整備では、「森林組合が保有する」、「レンタル等を活用する」、施業を外注する場合には「森林組合から相手先に貸与する」、「相手先の機械等を使用する」など、様々の手法が考えられる。

このため、施業の取組方、経営状況、長期的視野に立った事業展開、人材の育成などを踏まえ、森林組合系統による共同整備・利用なども含め、森林組合が適時的確な素材生産を行えるよう、高性能林業機械等の活用を指導・助言する。

3 素材生産および供給体制の強化ならびに規模拡大

木造住宅建築における施工期間の短縮やコスト低減、品質・性能の均一な木材製品に対する消費者ニーズの高まりなどから、寸法安定性の優れた乾燥材や集成材への需要が高まる中で、木材の産地間の差別化が困難となっている。

今後県産材の利用拡大を図るためには、加工施設の大規模化が進んだことから、製材、集成材製造、合板製造などの加工事業体への供給量を増加させることが重要である。

このため、森林組合系統が一体となった素材の供給体制の拡大に向けて取り組むよう、森林組合を指導・助言する。

さらに、木材は建築資材のみならず、燃料や家具、食器など様々な形で利用されており、また産業技術の発展によって新たな需要が生まれている。

このため、情報の収集、販売先との価格交渉などについては森林組合系統のスケールメリットを活かしつつ、新たな販売先の開拓、新規需要への柔軟な対応、森林認証の取得など、森林組合が積極的に素材販売に取り組むよう指導・助言する。

加工施設を有する森林組合については、木材価格、流通状況、加工経費などを踏まえ、加工施設の活用や再編の検討を進めるよう指導・助言する。

第3節 自律的経営に向けて

1 組合員の確保

森林組合の基本たる組合員が増えることによって、森林組合は事業対象の森林面積を拡大し、安定した活動を進めることができる。

このため、既に取り組んだ施業の集約化、素材生産の実績による組合員への利益還元に対する説明など工夫した勧誘を心がけながら、従前に増して、地域的な繋がりや役職員による説明会開催などを通じて、森林組合が組合員の確保に努めるよう指導・助言する。

2 財務基盤の改善

安定した事業展開を進めるには、財務の改善は喫緊の課題である。

植林・保育中心の時代には、公共事業の受注、補助制度などの行政支援、員外利用などが組合経営にとって一定の役割を果たしたが、公共事業の減少や補助制度の変更、本業優先のルールなど、森林組合の経営環境は大きく変化している。

このため、森林組合の実情に応じ、補助制度の活用、法令を踏まえた員外利用などの活用も図りながら、森林組合が適正な会計処理のもと財務基盤の改善に努めるよう指導・助言する。

3 森林組合の監事監査

- (1) 内部監査である監事監査において、適正な監査を実施するためには、監事が監査に関する知識、経験等を有していることが重要であることから、今後、監事のうち少なくとも1名は、公認会計士、税理士、森林組合監査士等監査業務について専門的知識と経験を有する者を就任させるように努める。
- (2) この場合において、積極的に外部からの人材の確保に努める。
- (3) やむを得ず専門的知識と経験を有する監事を確保できない組合にあつては、少なくとも年1回、公認会計士等を講師とした研修会の参加等により、監事の監査能力の向上に努める。
- (4) 監事監査計画書を策定し、その年度の監査の方針、重点実施項目、スケジュール、各担当等を明らかにすることにより、監事監査の効率的かつ適正な実施に努める。
- (5) 監事は総会等の報告において、組合員等に対し、監査の方法およびその内容、監査の結果について具体的に報告・説明するよう努める。

第4章 滋賀県森林組合連合会の役割

連合会は、森林組合の行う事業の補完、森林組合に対する指導、調整等を行うことを目的としている。森林組合への指導、木材流通における集約販売など、連合会の役割は重要である。

1 森林組合への指導

森林組合が自ら将来の姿を考えると、行政からの支援はあるものの、身近な指導機関として連合会は重要な存在であることから、この方針を踏まえつつ、連合会は森林組合に対して個別の課題をも含めて適切な指導・助言ができるよう、県としても情報提供など助言等を行う。

2 施業の集約化・素材生産・木材販売への支援に向けた取組

施業の集約化の推進には、行政施策、補助制度、木材価格・流通などの情報をより早く、的確に入手するとともに、人材育成や素材生産、販売戦略の強化などの取組が重要である。

このため、情報の入手、森林組合経営の相談、経営陣や森林施業プランナーなどを対象とする人材育成研修の実施、さらには機材の保有や人員の手配なども含めた素材生産・販売体制の協同化など、連合会が森林組合系統の強みを生かして森林組合の施業集約化支援に向けた取組を行うよう指導する。

3 連合会の経営改善

連合会は、経営の悪化から、平成28年から少数の嘱託職員と臨時職員で業務を行っている状況である。現在の組織体制では、連合会の機能を十分に果たせないことから、森林組合の協力のもと連合会の機能が発揮されるよう指導する。また、全国森林組合連合会と県が協力して連合会の経営改善について指導する。

4 連合会が森林組合に対して行う監査

- (1) 透明性のある会計処理や適正な事業運営に資するよう、組合の経理や業務内容を客観的にチェックすることにより、監査の充実強化を図る。
- (2) 年1回、監査を実施するよう努める。
- (3) 森林組合監査士の育成促進等に努めるとともに、定期的な研修の実施により森林組合に所属する監事の資質向上に努める。
- (4) 連合会は、監査実施計画書に監査重点事項を記載するとともに、監査結果の概要をとりまとめ、知事に提出する。

なお、監査の結果、不適切な経理の実態等が判明した場合は、知事に速やかに文書により報告するとともに、所要の改善指導を行い、その結果についても報告する。

- (5) 監査実施後、監査を受けた者がその結果に対して適切な措置を講じているかについて検証を行うなど、フォローアップし、その後の事業運営等に反映されていない場合には、所要の改善指導を行い、それらの内容について知事に、文書により報告する。